

## 春日部労基だより

春日部労働基準監督署  
春日部市南3-10-13  
電話 048(735)5226  
FAX 048(735)3748

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

自社が中小企業に該当するかどうか確認し、働き方改革推進法の施行・適用時期を把握頂くとともに、適切な準備をお願いします。

表1で①又は②のいずれかに該当する場合は中小企業に該当します。

表1 業種 (日本標準産業分類)	① 資本金の額	② 企業全体で常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 働き方改革推進法の施行・適用時期

被改正法律・項目	内容	大企業	中小企業
労働基準法	労働時間の上限規制	H31.4.1	R2.4.1
	年5日の年次有給休暇の取得義務	H31.4.1	
	割増賃金率の猶予措置廃止	—	R5.4.1
労働安全衛生法、じん肺法	産業医・産業保健機能の強化、高プロ対象者を除くすべての労働者を対象とした労働時間の状況の把握の義務化など。	H31.4.1	
パートタイム労働法・労働契約法	短時間・有期雇用労働者の同一労働同一賃金関係	R2.4.1	R3.4.1
労働者派遣法	派遣労働者の同一労働同一賃金関係	R2.4.1	



陸上貨物運送事業の皆様へ

STOP! 労働災害

## 死傷災害の状況

春日部労働基準監督署管内の休業4日以上労働災害発生状況は、令和元年6月30日現在で、565人と、前年同期の4人増となりました。

そのうち、陸上貨物運送事業では、125人、前年同期の18人減となっています。

事故の型ではトラックの荷台、ステップやホームからの「墜落・転落」、荷主先での「転倒災害」が多発しています。

また、かご台車を移動する際の労働災害報告も目立っており、落ち着いて作業行うことが必要です。

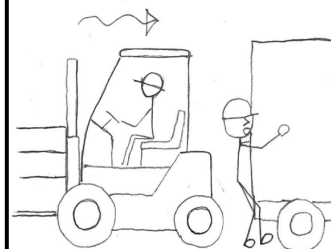
### 【災害事例1】 挟まれ・巻き込まれ

トラックに荷積みを行うため、荷台の扉を開けていた。近くでフォークリフトによる作業を行っていた者が後退したところ、トラックの荷台側にいた被災者が挟まれたもの。

原因：同一作業場所での別の作業員間で、連絡および調整を行っていなかった。

対策：①歩行者と車両の経路を区分する。やむを得ない場合は誘導者を配置する。

②作業員間の連絡、調整を行う。フォークリフトと労働者の接近による危険性について検討を行う。



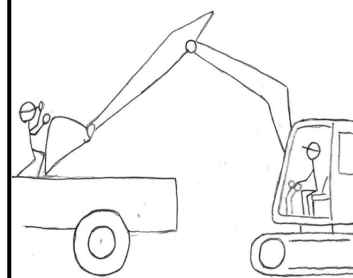
### 【災害事例2】 挟まれ・巻き込まれ

廃材をドラグ・ショベルを使用して積み込み作業中、トラックの荷台で分別作業をしていた被災者に気づかず、バケットの先端で被災者を押ししまい、あたりとの間に挟まれた。

原因：ドラグ・ショベルに接触するおそれのある箇所に作業員を立ち入らせたこと。

対策：①接触するおそれのある箇所に作業員を立ち入らせない。やむを得ない場合は誘導者を配置する。

②ドラグ・ショベルについて作業手順を作成し、関係者に周知徹底する。



職場から挟まれ・巻き込まれ災害をなくしましょう!



春日部労働基準監督署



埼玉労働局による認定制度等について



- ・ 県内の大学・短大・専門学校などに毎年配布されています。
- ・ 掲載されているのは県内の、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「えるぼし」及び「ユースエール」認定企業並びに「働き方・休み方改善ポータルサイト」掲載企業です。
- ・ 就職説明会等で大学が学生に、「くるみん」等の認定を受けている企業は、働きやすい企業の目安となる等の説明を行っているという事例もあります。

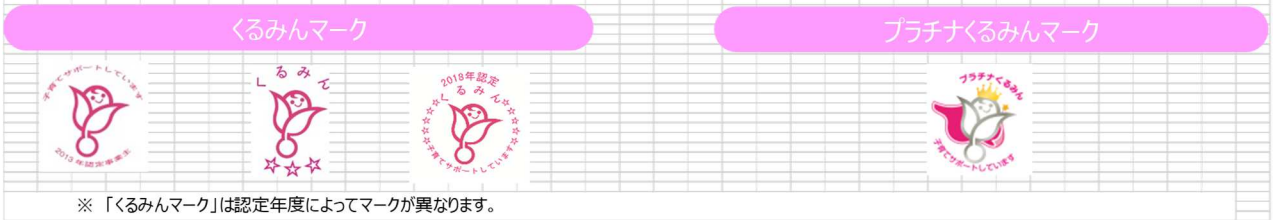
くるみん認定制度、プラチナくるみん認定制度とは？

労働者数101人以上の企業は、「次世代育成支援対策推進法」という法律に基づき、労働者の仕事と子育てに関する行動計画を策定・届出することとなり、行動計画に定めた目標を達成した等の一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

認定を受けた企業は、子育てサポート企業として、「くるみんマーク」を商品等に使用できます。

また、くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を商品等に使用できます。



えるぼし認定制度とは？

労働者数301人以上の企業は、「女性活躍推進法」という法律に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、課題分析に基づいた行動計画を策定・届出することとなり、取組の実施状況が優良な企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

認定を受けた企業は、「えるぼしマーク」を商品等に使用できます。

えるぼしマークは、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

ユースエール認定制度とは？

「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定するものです。

認定を受けた企業は、認定マークを商品等に使用でき、ハローワークなどで重点的にPRが実施されています。その他にも認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能となります。

